

◆ 第3回鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会議事録

日時 平成27年10月27日(火) 午後2時から午後4時15分

場所 鎌倉市役所 講堂

出席者

委員：興水委員長、飯塚副委員長、伊藤委員、石井委員、飯田委員

事務局：館下課長、齊藤課長補佐、大前職員、大淵職員

委員長 只今から第3回鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会を開催します。お手元の会議次第に基づき進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 第3回選定委員会では、傍聴者を募集するというのを第1回選定委員会で決定いたしました。が、「傍聴者の取り扱いについて」審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局 10月15日号の市の広報及びホームページに、傍聴についての記事を掲載しましたところ、7名の方が傍聴を希望されました。会議の公開につきましては、「鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第6条」の規定に基づきまして、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができることとなっておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 「鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会規則第6条」では、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができるとあります。次第の1は前回議事録の確認、2はプレゼンテーション及びヒアリングの進め方、3はプレゼンテーション及びヒアリング、4はヒアリングの内容についてのまとめと今後のスケジュールとなっております。1の会議録の確認、2のプレゼンテーション及びヒアリングの進め方、4のヒアリングの内容その他につきましては委員会の内部の案件ですので公開しないこととし、次第3のプレゼンテーション及びヒアリングについては傍聴可と思われませんが、いかがでしょうか。ご意見を伺いたしたいと思います。

委員 異議なし

委員長 特にご異論がなければ次第3のプレゼンテーション及びヒアリングが傍聴可とさせていただきます。次に、関連する会議資料の公開について、事務局から説明をお願いします。

事務局 本日新たに配布いたしました資料は、第3回都市公園指定管理者選定委員会会議次第、第2回選定委員会の議事録、応募団体の出席者名簿、採点表、返信用封筒となります。

このたび、次第3のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴可としましたので、第2回選定委員会で配布いたしました、応募者の提出書類のうち、提案書を、個人情報を除いた形で傍聴者に貸与したいと考えます。ご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 会議資料の公開について、事務局から説明がありました。傍聴者への資料の

貸与について、いかが取り扱いますでしょうか。ただいまのご説明ではこの緑色のファイルの⑩提案書を貸与するということが事務局のご提案です。

委員 異議なし

委員長 ご異論がないようですので、次第3のプレゼンテーション及びヒアリングに関わる提案書を、個人情報を除いた形で傍聴者に貸与します。

次に、前回会議録の確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議事録につきましては、事前に事務局から各委員に送付いたしまして、訂正箇所等、ご意見はありませんでした。以上です。

委員長 少し言い方を間違えそうになったのですが、お手元の資料では委員会議事録としてまとめております。ただし今日の次第では前回会議録となっていますが、これは厳密に言うと議事録ですね。議事録に統一したほうがいいですね。

事務局 同じことですので統一します。

委員長 では統一いたしまして前回議事録につきまして、ご意見ございますでしょうか。委員に事前に送付されていますけれども、訂正箇所等ご意見はなかったということでしたので、議事録につきましては、各委員に事前にご確認をいただいたものとして、これで確認したということにさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、各委員の了承が得られましたので、議事録については、ご確認いただいたということにさせていただきます。

つづきまして、次第の2です。プレゼンテーション及びヒアリングの進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 この後、応募者に入室していただいて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施いたします。応募者と同様に、傍聴者も入室していただきます。応募者からのプレゼンテーションの時間につきましては、前回選定委員会時に決定いたしました20分となっております。2分前になりましたらベルを1回鳴らし、1分前になったらベルを2回鳴らします。プレゼンテーションの後、委員の皆様から応募者へのヒアリングを最大で40分程度、実施していただきます。応募者が退室した後、プレゼンテーション及びヒアリングの中で何か気づいた点などがありましたら、ご意見を頂戴したいと思っております。また、専門分野の知識をお持ちの委員からは、専門分野に関わるご意見等を頂戴したいと考えております。以上が本日のスケジュールの説明となります。

委員長 プレゼンテーションは20分時間厳守で、その後40分程度でヒアリング、質疑応答になります。そして応募者が退席した後で、さらに委員各位からお気づきの点、ご意見、あるいは専門的な知見等についてご発言をいただき、最終的な判断材料とさせていただきます。そのような進め方でございますけれども、この進め方につきまして何かございますでしょうか。

- 委員 意見なし
- 委員長 特にないようですので、ただいま事務局からご提案がありましたように 20 分のプレゼンテーション、40 分で質疑応答、ヒアリングということでございます。これから応募団体のプレゼンテーション及びヒアリングを始めますので、応募者の入室をお願いします。
- ……………応募者及び傍聴者入室……………
- ……………鎌倉広町パートナーズ提案説明……………
- 委員長 ありがとうございます。それでは、質疑応答に移りたいと思いますのでよろしくをお願いします。只今の提案内容の説明等についてご質問がありましたらお願いします。
- 副委員長 昨年を引き合いに出すこともないと思うんですけど、上位概念を持ち出したというのはとてもよいことだと思うんです。広町だけがどうこうじゃなくて、鎌倉にとってこの 50ha 近くのかたまりはとても、その他の運動だとかいろんな公園っていうと使ってなんぼのいわゆるそういう概念が先に出る、だからおもてなしだなんだっていうのは後から質問しますけども、とりあえずはこの鎌倉にとって、もっと言うと神奈川県にとってどういう位置付けかかっていうところをぜひ触れていただきたいと思っていたら、今回、上位概念として鎌倉市における位置付け、どういうふうな捉え方をしているかというところをまず発表していただいたのは、とてもいい取り組みだと思いますか、理解しやすさがあると思う。その上で、広町はどういう特性、特徴があって、それらを活かした管理運営をこれから論じるところです、というのはとてもいいプレゼンだったと思います。その上で、ひとつだけ気になる言葉がずっとあって、とてもたくさん出てくる。造園界という言葉を使われるんですけど、造園の方々にはたしかに緑やそういうものをやる業としてのプロ集団には違いないけど、今回の広町のこの都市林を考えたときに、もっと違うパートナーが、もっと違う世界があるんです。その界は造園界の界です。例えば教育とか、あるいは任意で活動している教育とか、この 50ha を本当に、昆虫が好きだとかいろんな、あるいは描く人、写真を撮る人、いろんな人たちが他にない緑のかたまりとして、愛でてくってということになると、クローズアップしてくれる。私の業界だから私も嬉しいとは思いますが、造園界をそんなに言わなくてもいいんじゃないかっていうように感じました。それは全編を通して。造園界はこんなに表に出なくても、本当に後ろ盾、皆さんとの関係も口に出さなくてもいい、しっかりと私たちがサポートします、あるいは専門技術はもうもちろん、というふうにあるべき存在じゃないかと、僕はずっと思っているんですけど、ずっと出てくるでしょう。頭から最後まで造園界っていう特異な言葉が。それはとても気になることです。もっと気にされた方がいいものがあるんじゃないかということです。以上です。
- 委員長 今の委員からのご意見に対して何か付け加えることはありますか。
- 応募者 造園界との関係はいろいろと代表の方ともお話をさせていただいて、鎌倉の伝統的な造園の技術を向上させる、維持させるという熱い目的を持っている方たちだなと思ったんです。それで造園界さんのほうも、若手の育成を兼ねて広町緑地で活動する人と連携をして、お互い幅を広げていこうじゃないかと

というような、この関係は非常にいいかなというふうに私はそこで思いました。また、今ご指摘ありましたとおり、もちろん造園業界だけではなくて、他のたくさん関わらなければならない業界があると思いますので、そちらに関しても積極的に関わっていききたいなと思います。

委員長 造園業界、造園界の下支えというかそういうものがあって公園緑地の管理が遂行できるだろうというのは当然のことであって、あえて言う必要はないでしょう、というのが今の■■■■委員の話です。それに加えて、さらにもっと広町緑地らしいいろんな特徴があるわけだから、他の様々な世界との連携っていうのもある。今日お話にならなかったのかもしれませんが、それについてどうでしょうかというのが、今の■■■■委員のご指摘だったと思うのですが。

応募者 そうですね。やはり広町緑地はいろんな環境があって、多様な生物が生息している場所ですから、やはりそれらに関心を持って関わっておられる方はたくさん今でもいらっしゃるの、やはりそういう専門家の方々との連携を密にして管理運営に活かしていかなければならないなというのが、まずひとつあると思います。あと、教育関係で広町を活用して子どもたちにこうさせたいというような意見も非常に多いので、現在では学校関係、幼稚園などとの連携は力を入れてやっているところです。

委員長 では順番にいきましょうか。今のこの流れの中で■■■■委員、何かありますか。

■■■■委員 そうですね。教育のことでは近くの西鎌小とか近隣のところは出ておりましたけれども、これからはもっと鎌倉市全体の学校に働きかけてもっといろんな学校が参加できるようになるといいなと思います。割と今、西鎌小、手広中、鎌倉高校、あと藤沢の湘南学園とかそういうので、やっぱりもっと広範囲、本当に教育委員会とかと一緒にってとか、教育の一環としてここを利用していく。そういうほうが子どもたちのために、せっかくの自然ですから利用していったらいいと思います。

委員長 今のご意見に対して何か補足することはありますか。

応募者 教育界に関してなんですが、今近隣なんですが、先だって鎌倉学園、これはもう建長寺のところにある学校なんですが、ぜひ何か連携させてくれという声が入ってきていますので、おそらく今ここがやっているということをおわかった学校が声をかけて、もちろんこちらからも発信するんですが、すでにそんな声も聞かれてきていますので、4月からはそうしていけたらなと思っております。

委員長 管理運営協議会というものが提案されているんですけど、これは誰が召集して、誰が決めるのでしょうか。

応募者 管理運営協議会につきましては、お互い、公園協会さんと市民の会の現場レベルの人間がまず話し合いの場を管理事務所に勤める人間と一緒にあって、四半期ごとにはお互い事務局長レベルの出席がありまして、そこで話し合っただけで広町パートナーズの仕事を進めていくというような形になっております。

■■■■委員 会社なんかでは結局、株主総会とかいろんな取締役会とか、そういう最高の意思決定機関があるわけですね。この管理体制運営図でもっとも重要な

はこの管理運営協議会だと思うんですけども、その規定というのはあるんでしょうか。例えば誰がメンバーなのか、どういうことを議決するのか、どうしたらそれは成立するのか、そういうような具体的なことについて規定はあるんでしょうか。

応募者 現状ではまだ規定はないですけども、これからやはりその規定を整備して、関わる人間が全員、その意識を持っていかないといけないなと思っています。

委員 それがなければ、このパートナーズっていうものの基盤がないと思うんです。それが根本的な問題だと思うんですね。ここに書いている、一番上に管理運営協議会があるわけですよ。ただ集まってごちゃごちゃ話をすればいいというものじゃないと思うんです。これが最もこのパートナーズとしてのアイデンティティを持つ、根本だと思うんですね。それがないっていうのは、私は根本的な欠陥があると思いますけど。

委員長 明文化されたものがないということでしたけど、イメージでもいいですから、管理運営協議会なるもののこの運営の仕方や構成員、どんなことを議論するのかということ、もし今、もうちょっと具体的なイメージがあれば説明をお願いします。

応募者 管理運営協議会というネーミングがちょっとそぐうかそぐわないかというところがありまして、もともとこの管理運営協議会というのは双方のパートナーズ同士、市民の会と公園協会の双方のモニタリングの場として設置しようということになっておりまして、ちょっとネーミングが大げさなところがございまして、要するにモニタリングを繰り返してお互いの欠点等を検証しようという場の設置のつもりでいたところなんです。

委員長 ちょっと今わからなくなってしまったんですけども、委員わかりますか。

委員 わかりません。

副委員長 今のご説明は、これまでのこの任意の NPO さんが活動していたときのいくつかの会がともかく寄り集まってのイメージがこの真ん中なんです。今の説明だと、委員がおっしゃっているのはちょっと違うものみたいなんです。そうですね、今の言い方だと。だから、もしそうであれば委員が心配するようなところは、もっとあるということです。

委員長 そうではなくて、甲と乙の関係の基本協定書がありますよね。その中のひとつとして、管理運営協議会を設置しますと。この管理運営協議会は事業計画の円滑かつ効果的な推進を図るため、定期的、例えば月に1回開催して、連絡調整を行うというふうにはっきり書いてありますよね。じゃあ誰が参加するんですか、何を決めるんですか、という最も簡単な質問です。今ちょっとその答えが複雑になってしまっています。

応募者 参加につきましては双方の役員、事務局長レベルが集まってやるようなつもりでいます。

副委員長 基本はおぼろなんですよ。

- 応募者 そういうことです。
- 副委員長 器が必要なことは認識しているけれども、まだ働きがそんな十分にあるわけじゃなくて、これまではぜんぜん違う活動していたものを今度ちゃんと意思決定の、今おっしゃる最高決議機関に近いものにもってこうというわけだから、そこは今改めて覚悟のほどをお願いしたい。
- 応募者 先ほど委員長のほうからご説明がありましたとおり、業務分担については基本的には基本協定書に定めておりますので、その分担にそっていろいろと業務を遂行する形になると思います。しかし、ことは現場ですからいろんなことが起きるといことで、今書き物は出来ていないという議論はありましたけれども、イメージでというお話がありましたけど、月1回程度ですけども、これは連絡調整的なものを常に欠かさずやっていかないと現場の方の若干意思疎通が欠けるということです。なおかつ、四半期ごとに事務局長レベル、要するに双方の役員が、四半期ごとに検証しながら疑義点等があれば擦りあわせをしていくという、こんなような形ですので、■■■■委員がおっしゃったようにこれが決定機関の最高だということであれば、そういう認識を持って我々もきちんと、今後いずれにしても連絡調整運営協議会の要項なり定款を作らなくてはならないと認識しておりますので、現実指定管理者が始まるということになれば、我々としてはそれを準備して進めたいとそういうふうに思っています。
- 委員 やっぱりパートナーズということ応募するんだったら、それなりのものが当然あってしかるべきだと思ってるんです。せつかく去年だめだったと、それで今年協定してパートナーズを作って応募するんだというんだったら、根本的なものはあってしかるべきだと私は思うんですけど。これから作るってのはいかがなものかと思えますけど。例えば就業規則だってですね、それぞれの団体は就業規則がある、けどもしパートナーズを作るんだったら、そのパートナーズ就業規則があるべきですよ。経理規定もそうです。片方はNPO 法人会計基準、片方は公益法人会計基準、違うわけですよ。どっちでやるんですか。これも決めなきゃなりませんよね。それから、結局経理だって両者二つの利害関係者があるわけだから、ちゃんと監査されなければなりません。片方としては心配だとなっちゃう。じゃあ、監査はどうするんだとか。いろいろ、そういう体制を決めてから応募するのが普通じゃないですか。
- 応募者 協定書を決めてはいるんですが。お互いに役割分担を決めてこうやっていこうという。
- 委員 でもパートナーズというひとつの新しい団体なわけですから。建設会社なんかは共同事業体を作りますけど、必ず協定書とそれ以外の運営協議会の規則、全部あるわけですよ。それがこのパートナーズではないということですよ。
- 応募者 書類ではまだということですね。
- 委員長 ■■■■委員が一番心配されていたもののひとつとして、これだけのお金を使って、公的なお金を使って管理するわけですから、やはり会計業務というのはきちんとしなければならないだろうと。それは一体誰がやるのかということがこの協定書には明確に書いていないと。乙がやるのか甲がやるのか書いていないですけども、これを読むと、乙がやりそうな感じもするんですね。第

3条以外のことについては乙がやると。

副委員長 第3条2項がそうですね。

委員長 だからその辺がちょっと見えないので、もし、今どっちがやる、あるいはこれから考えるでもどっちでもいいですから、何かお答えいただけますか。

応募者 そちらにつきましては事務所で勤めさせていただき統括職員、以下スタッフの、統括職員を中心にやはり公園協会さんの経験値をもとにしっかりとした管理をしていかなくてはならないと思いますので、こちらもちろん、市民の会もそれに加わりますけれども、勉強させていただいて一緒にやっていくというイメージになっています。

委員 共通の業務ってあるわけです。共通経費ですよ。両者でどうやって按分するんですか。決算はパートナーズとしてはあるだろうけど、それぞれの母体に決算書というのは分かれていくわけです。一旦パートナーズで作るけれどもそれは両方に、二つに分かれていくわけです。吸収していくわけです。NPO法人のほうにある部分はいき、ある部分は公園協会のほうにいくと。ひとつのパートナーズとしての決算書ができるというわけですよ、その中に共通経費が当然発生しているわけです。この協定書の3、共同して行う業務って、第3条の3にあるのはどうやって按分するんですか。重大問題だと思っんです。それぞれの利害が絡んでますから。

応募者 一応経理の按分につきましては事業の分担に基づきまして、予算配分しております。パートナーズということですが、県内の他団体の共同事業体のほうを参考にさせていただきますと、決算はそれぞれ自分の自社のほうの会計の中での決算になりまして、パートナーズとしての決算書というのは、県の報告書には出すかと思うんですが、決算上はそれぞれ別々ということで、協定書の第5条のほうの按分は、事業の分担に基づいて予算積算したところでこのような数字で分担するというように決定しております。

委員長 そういうことだと思っていたんですけど。そうすると、提案書の中の一番最後のところ、⑩に収支予算書というのが付いているんですけども、これは合算した金額になっているんですよ。どっちが何をを使うかということについてはこの資料から見えません。

委員 これは合算です。

委員長 合算ですよ。今別々にという話になっているんですけど、じゃあどういふふうに分担するのかっていうことがもう少し見えた方が、しっかりと業務されるんだなということがこちらに伝わるんですけど、現状では合算した資料なのでちょっとわからない。今のご説明は資料としてはないんですね。

応募者 要項に基づいた書類ということでここまでしか出さなかったというところでございます。

委員長 別にこれは議会答弁ではないので、しっかりとした管理をしていただけるかということをおたちはチェックをして、じゃあいいですね、大丈夫ですねということをお判断するので、もうちょっと。

応募者 すみません。

今申し上げたのは、市のほうで提出しなさいというような書式が出ているのがこういうまとめた形でしたので、こういう形では出させていただきます。その下は提出していませんが、各々協定に基づくような形での分配をしてありますので、それに基づいて一応それぞれが積み上がった額が、今[]が申し上げたとおり5条で金額の数字が出ています。それが積み上げた数字ということになります。従いまして、この数字に基づいて業務が分かれておりますので、業務をそれぞれ執行してそれぞれの会計のほうで執行するという形になろうかと思えます。

委員長 わかりました。それぞれの出してもらう必要はありますか。

[]委員 細かいものですから、またちょっと別のことを議論したらどうでしょうか。

委員長 他にご質問、ご意見はありますか。

[]委員 申し訳ないんですけど、一貫してこの書類を見た感じで、公益財団法人鎌倉市公園協会の姿があまり見えないんですね。この書類の中に、で、せっかく公園協会が加わったんだから、特に⑩のところの提案事項、ここの中で特に公園協会として何を強調されたのか、それをお伺いしたいと思うんですけど。

応募者 指定管理の応募の提案ですが、実態的には管理、それから運営っていうものが主だったものになりますけども、このJVに来るに至った経緯につきましては、昨年の市民の会さんの組織の脆弱性、その辺を補うために当協会のほうですね、事務所の管理、それから市民の会としては経験のない委託業務とか発生いたしますので、その辺の事務系のところ、管理系のところを補強しようということになっておりまして、実態的にフィールドで活動していただきますのは、今までどおり市民の会さんのボランティアグループだとか、それから各班の田んぼ、畑、そういったものが主体となりますので、この提案自体の中につきましては、運営面がほとんどでございまして、それは市民の会さんの担当だという割り振りになっております。

副委員長 []委員が最後まで多分納得できないだろうと思うんですけど、そうであればやっぱり先ほどのところだと思います。去年の提案は組織になっていない、器としてどうですかって、ものすごく心配したわけです。我々が心配した。このまま2000万、3000万弱のお金を扱う器ではないと判断させていただいたのが去年だとすると、そこは強化されてその歴史と運営を扱う金額の多少の問題もありましょうが、少なくとも会計なんなりを駆使している。だから、協議会、さきほどあれを提案で納得しているならばどういう人員で、どういうことを決議していく、何をやるということはしっかりといいなさいと。そういうふうにやらないといけなかったんじゃないかと。今心配されるのはそこだけです。ずっとです、根っこは。と僕は思うんですけども。

応募者 昨年のお話が出てましたので、公園協会がパートナーを市民の会と組むということにあたりましては、定款も含めて全て諸規程については我々職員も目を通させていただいて、NPO法人ですが我々と若干違いはあっても同じような定款を持たなきゃいけないと思いましたので、公園協会の定款をお渡ししながら、組織としてしっかりとしたこういう定款、ひとつひとつの諸規程が必要

だということで新たに作ったものがたくさんありますし、全て我々の方でも目を通しています。また、市民の会の理事会のほうに私が出席して指定管理者制度も含めて公園管理の話をしていただいております。その中で質疑応答もしまして、やはり市民の会として組織改革をしなければパートナーで組めないという厳しい話もさせていただきました。そういった中で今ご心配の向きがひとつひとつ我々が最大限パートナーとしてバックアップをしていかない限り、なかなか去年のご不安は払拭できないだろうと思いましたが、すべての案件に対して我々はパートナーとして最大限のバックアップをしていくつもりで考えておまして、ボランティアがあるから、市民の会だからそっちだということではなく、全ての総務の部分含めて我々の方で見ていくという形で体制を考えております。

副委員長

本当にそういうふうにしてください。としか言いようがない。それでもうひとつだけいいですか。もうひとつ私も期待する、この鎌倉市さんの選定委員をお引き受けして十数年、2回、3回、4回と経験させていただいている者としていうと、大きく変わりうる要素はないと思ったほうがいいと思うんです。私に関わってきた国営公園、大規模公園においては本当に変わる、負けた勝ったが起こるんです。3年、4年で次の企業に負けるというのは起こりうることなんだけど、この場合はやりたいこと、やらなければいけないことが皆さんもうしっかりしてる、もうみんなしっかりしているんだからしばらく変わる人が出てこないという前提にたつと、もう少し文化を創る、もう20年、30年、次の世代、子どもだけじゃなくてそれこそ、ご老人の経験、知恵だとかいろんなものを複合させて、公園でテニスやるのもいいけども、あの空間だからできる文化があるだろうと思うんです。それは、絵を描く人、写真を撮る人、いろんな人たちを束ねて皆さんが作っていかなくちゃいけない。そのひとつが、あの塊に住宅がびっしりはりついているんですよ。で、この提案書を見ると、邪魔になるっていうんで、文句がよく出るんですけども、ともかく枝がこっちにきたらやだから切ってくれというそんなことにぐちってるんじゃないで、あの50haに隣接した住宅地だからその価格が5倍になります、ものすごい文化なんですと、言わせるような活動をしてくださいよっていうのが私の期待だなと。去年も言ってますけど、都市林という名前で、公園、公園と言ってね、散策路があってサイクリングコースがあって何とか施設があって、だから入口に花壇なんて、あんな花壇なんて書かなきゃいいのに花壇なんて書いて、あんなことやらないの。本当にあの塊を上手く使ったプロデューサーにならないと面白くないんじゃないかなって僕は思うんですけどね。ぜひ文化を創って行ってくださいよ。

応募者

50年後、100年後といったらおおげさですけど、やはり先を見て、やはりいろんな人が集まってるいろんなことをしていくためにはまず、あそこの環境を魅力的なものに仕立てていくこと、それがまず第一だと思うんですけど。それを土台にして、あそこは様々な経緯をもって成立している場所でありますから、そういう意識も皆さんに持っていただいて、環境を守る、緑を守るっていうのは、これだけお金がかかるんだよってことはあそこの場で発信していったり、またはあそこの環境を守るために行政とか市民とか公園協会さんの団体とかいろんな人が関わって成り立っているんだ、というそういうプロトタイプ的な存在になっていかなければならないと考えています。

委員

財務状態から両者を比較すると天と地の差があるんですよ。あまりにも市

民の会の財務状態はひどいと思うんです。今、みどりショップの会というところから寄付を27年3月期にもらいましたから少しは赤字が埋まりましたけれど、もうみどりショップの会はないわけですね。そうすると寄付は期待できない。収入は大体100万円と、それから寄付が30万円くらい、130万円くらいだと、給料が180万円、130万円しかないのに給料が180万円、経費が150万円、350万かかるわけですよ。大幅赤字ですね。今どうやってやっているんでしょうか。この任意積立金を27年3月期は取り崩したからいいけど、もう任意積立金は76万しかない。湯水のように沸いてくるわけではないんです。ましてや4年くらい先の会費をもらってそれを先食いまでしちゃってる。これでやっていけるんでしょうか。市民の会は。それからこの運用基金というのがあるんですけど、これは手を付けられませんよね。用途を特定されているわけですから。全くつけられないわけじゃないけれども、運転資金にこれを使ったんじゃ、私は経営者として失格だと思います。そうなってくると、財務状態が強い団体と弱い団体とあって、弱い団体が主体となるっていうのがどうしても理解できないんですけど。安定したところがやるならいいけど、超不安定なところが主体となるっていうのは、いかがなものかと思いますが。超がつきますよね、不安定さに。何かその倒産への道をつまづいているという感じですよ。

応募者

やはりその会員の減少、寄付金の減少については現時的に厳しい面もありますけれども、継続的に努力していかなくてはいけないなと思っているのと同時に、やはりその会員のお金に頼ってきたというこれまでの経営というのがちょっともう現状では無理があるものもありますので、これから若手のスタッフなどで中心になって新たな財源確保を今模索しているところで大変申し訳ないという状況になっているんですけども。その市民の会が代表に収まるということに関しましては、ご指摘のとおり基盤が圧倒的に脆弱な方が上に立ってしまうというのは、そういう批判も当然あると思っていたんですけども、公園協会さんとの話し合いによって、やはりこれまでの広町緑地の基本方針というものがありますので、その基本方針に則って最終的には市民が主体となって独立して広町緑地を管理運営できる体制を目指して、今回は公園協会さんの多大なバックアップをいただいてチャレンジしたいなというふうに考えています。

代表が市民の会ということで大変不安というご指摘かと思うんですけども、我々もパートナーとしていろいろと議論をした上でどちらが代表となるかということが、やはり順当からすれば、今■■■■委員がおっしゃったように公園協会が筆頭に立つのが皆様からすると安心かと思います。しかし一方では市が策定しました基本構想、基本計画において市民の自立した管理運営組織を目指すんだというようなひとつの方向性が出されておりますので、そこをどう解釈するかということと、それからもうひとつは市民の会自体に責任を持たせるというふうなことも含めて、やはり要するに、我々が筆頭に立つとそれは市民の会がそこにぶら下がるだけになる可能性があるということで、全面に市民の会がやっていくということを打ち出した方がよろしいという判断をさせていただいて、しかし、全面的な先ほど言いましたけどバックアップ体制は取るけれども自立した運営ができるような、要するに保全団体だけではなくてちゃんと来園者をお迎えする、それから苦情処理も含めて全て自分たちで賄いきれる、こういうふうな体制作りをするということを含めて全てそれが出来てくれば我々が引くという立場に、公園協会が引くという時代が

あれば一番理想的なのかなというふうに思いまして、今回三年間ということでしたので、まずは市民の会を全面に打ち立てたというような経過です。

委員 昨年結局この市民の会の財務状態の悪さを指摘したわけですけど、どうして改善されなかったんでしょうか。さらに悪くなってるわけですよ。

応募者 今ちょっとご質問されたどの点を、改善されなかったというのは、努力して改善していますけれども、どのへんが。

委員 経常収支差額を見れば明らかです。

応募者 収支差額ですね。

委員 採算が全く取れてません。どんどん悪くなってるわけですよ。ましてや今そういうふうな、どこが悪いのかって聞かれるぐらいのところは私は心配です。お感じになっていないんじゃないかと思います。

応募者 NPO っていうところの弱さですよ。

委員 そうです。だからそれなりの努力をしていただきたいというお願いだったわけですよ、去年。なのに、全然それが改善されていないわけですよ。

応募者 今 NPO っていうのはどうしてもミッションに走っているというところがありまして、なかなか市場でお金を稼ぐというのがないところが、これまさに弱点なんですよ。事業型 NPO ですと今どんどん稼いでいるんですが。

委員 お金を稼ぐんじゃなくて寄付をもらえばいいんですよ。

応募者 寄付をね。

委員 NPO 法人って寄付で生きていくんですから。

応募者 そうですね。

委員 それをだから理事者がどうして駆けずり回らないんですかと、昨年言ったわけですけど、それを全然。みどりのショップの会、もうないところに頼ってるわけです。そんなことをやってたんではとても間に合いませんよね。会員なんてなかなか増えない、だったら寄付で生きていくしかないわけですよ。

応募者 努力は継続して行っていかなければならないと認識しております。

委員長 他にはよろしいでしょうか。ひとつよろしいでしょうか。環境保護への取り組みっていう審査項目があるんですけども、それに関連してこの提案書のほうを拝見しますと、この 30 ページ、資源保全とゴミ削減という項目があってこれに関連しそうなんですけど、書いてあることが不要切手を活用して、リサイクルセンターでトイレットペーパーを購入するとか、ちょっとピントはずれなことが書いてあるんですけど、そういうことじゃなくて公園内で発生したゴミとか廃棄物をきちんとリサイクルするとか、公園外の周辺環境に負荷を与えないような措置をできるかどうかとか、そういうことに対してどう

いう計画、プロジェクトを持っているかっていうことを聞いたかったわけです。しっかりしたプロジェクトを持っていれば5年後10年後、そういう廃棄物に対する外への負荷を低減できるということも含めて、そういうプロジェクトがあるかどうかということが評価対象になるんですけども、その辺はどうでしょうか。

応募者 やはりイベント等の炊き出しなどで薪などを使いますので、そういうものに関しては場内で切ったものを定期的にある場所にまとめておいて有効活用するですか、もしくは里山管理でやはり堆肥類がたくさん必要となりますので、そちらも合わせて、落ち葉とか枯損木などをある場所に集めて製作していくことでその分の有効活用というか、そういうのを図っていきたいと考えています。

委員長 そういうことを書いていただきましたかったんです。それから、28 ページ、資格取得一覧っていう表が付いているんですけど、これは二つの団体の全職員の方でこの広町の管理をする方がどんな資格をもっているかということを書かれたんだろうと推察するんですが、この表は各一行が一人っていうことですか。例えば、一番上の方では樹木医を持っている方はこの車両建設機械技能講習も出てるし刈払機の安全衛生教育も受けてると、これは横の一行が一人の人っていう意味ですか。そうじゃなくて、ひとつの枠が一人ですか。

応募者 一人が複数を持っている場合もありますし、公園協会さんの場合は同じ資格を何名もの方が持っている場合もあります。

副委員長 だから、横の見方が、3つでひとつじゃないですねっていうこと。一マスがひとつでしょう。

応募者 そうです。一マスがひとつです。

それと、広町に従事する人間ではなくて、協会に今従事している人間がこういう資格を持っていますということです。

委員長 わかりました。本当は先ほど出た5人の方が対応するわけでしょう。あとは臨時的にいろんな職員の方がいる。それぞれの方がどういう資格を持っているかっていう、そういうふうにしてほしかったです。

応募者 大変微妙に難しいものがありまして、実は指定管理者を取っていない状態で雇用を出来ない状態にあります。今現在3人、管理を受託しておりますが、その人間がそのまま当たることは想定してはおるんですが、決めない状態で来年の人事の契約はできない状態にありますので、そこがちょっと我々としても苦勞するところでございまして、今現在協会が、またもしくは市民の会が持っているメンバーが、こういうメンバーがいるよということで出させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

委員長 それで理解はしました。しかし計画ですから、提案ですから、予定でもいいからちゃんとこの3人はどういう資格を持っていてその人があたります。そうすると、そのための人件費はいくらかかります。それが一番後ろの収支予算書の人件費のここに反映していますと。そういうふうになっていると非常にわかりやすかった、ということをお願いしたかった。責めているわけでは

なくてもうちよっとわかりやすいものにしてほしかった。

副委員長 求めていなかったということもあります。

委員長 求めていなかったということもあります。だから、今質問しているんです。求めてないからいいってことではないです。こういう質疑応答できちんと答えられるかどうかというのを審査しているわけですから。

副委員長 おっしゃるとおりで僕も出させていただいた方がよかったと思う。総括、この責任は誰が、僕は■■■さん、ここに座るんなら■■■さんが責任者かなと僕は思ってたんだけど。私が所属していた世界では少なくとも管理職以上、はりつく4人、5人はセンター所長クラスから課長職までは実名を入れて、どういう資格、どういう経歴、どういう仕事をしてきた人かを出して、その人がここへ来てしゃべる。そうだと個性、キャラクターも見れるから我々審査する側からみて、この人大丈夫、というふうにも見れるけど、ここではそれを求めていないっていうのを前回の打ち合わせではそういう話だから、そうじゃないにしても、今おっしゃるまだ見えないところでお任せするっていうのもなかなか判断しにくいところがあるということです。

委員長 他にいかがでしょうか。

■■■委員 広町緑地なんですけど、先ほど副委員長の方から少し出ましたけども、腰越あるいは津村には代々続く古い家があって、小さいときからあそこで遊び親しんでいる方がいらっしゃいますよね。先ほどありましたように、やはりそういった文化を守っていくためには、地域との連携という中でやはりそういった年寄りの先ほど■■■委員の方からありましたけども、知恵とか知識、私もこの委員会で何度か見させていただきまし、個人的にも見ましたけども、やはり先ほど話がありましたように花壇とかじゃなくてヤムユリ、あるいはあそこの湿地に流れるセリですとか、非常にいいものがあるわけです。そういったものを守っていくとか、そういったものをやはり老人の知恵ですとか知識をもっともって地域との連携という形の中で連絡を密にして知恵を借りたらいいのかなというふうに考えます。よろしくお願いします。

委員長 他になければ後はこちらの方で議論いたします。いろいろ厳しい意見も出ささせていただきましたけども、安心して広町緑地を維持管理していただきたいという、これはやはり市民から付託されてやるわけですから、我々もそういう市民の期待に対して適切な管理者を選んだということに対する責任があるものですから、多少厳しい言い方になってしまいましたけれども、それは決して責めているわけではなくて、市民からの付託に対してきちんと答えるということだと思って、多少言い方が厳しい点もあったかもしれませんが、お許しをいただければと思います。時間が過ぎてしまったんですけども、これでプレゼンテーション、質疑応答を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

……………応募者及び傍聴者退室……………

委員長 では再会をさせていただきます。個別の問題ではなくて、提案と質疑応答全般に対して何かご意見があれば今承りたいと思います。お気づきの点でも。

- 副委員長 感想でもいいですか。
- 委員長 全般について、個別については後ほどやりますから。
- 副委員長 そういうと、やっぱり取ってつけたみたいだね。パートナーっていう言葉になっていないという感じが僕の感想です。二つの器を一つにして去年の轍を踏まないために出てきたんだけど、まだまだそこに融和っていうかその言葉も使いこなせないっていう、その分担もまだおぼろだっている感じがしましたね。
- 委員 でも私の感想は、結局公園協会が主体的にリーダーシップを取ってやるんなら、そういうパートナーシップもよかったと思うんですけども、全面に市民の会を出したために、何か不安が、その財務状態のことだけじゃなくて、説明なんかでも何かちょっと不安があるんですけど。
- 委員長 それに対して協会の方からの説明があって、市の大きな方針としてこれからは市民団体とかそういうものを育てていくんだということのひとつのステップにしたいんだということの説明がありましたけど、その辺もうちょっと早すぎたかもしれないっていう感じもしますけどね。
- 委員 公園協会が育てるんだったら、今主となって育てていけばいいんじゃないかなと思う。
- 委員 そう思います。
- 委員 何も自分たちが影になって黒子じゃないけど、そういうものになってなぜやるんだと、今この三年間は全面に立ってリーダーシップを取って育てればいいんじゃないかとそう思ったんですけど。どうしてサポートの役になるのかなど。
- 委員 そこはわからない。
- 委員長 その辺ちょっと事務局から何かありますか。大事なところで、管理しなきゃいけないということで今公園協会がやってるわけですけど、公園協会の方が主になって会の方はこの三年間で育ててもらおうという、いずれまた三年後に逆転するかもしれないけど、そういうことはあり得るんですか。
- 事務局 今現状は公園協会がやっているのは事務所管理のみという形で、その他の樹木とか散策路の維持管理につきましては、従来ありました NPO 法人と市とで協定書を結んで一年間維持管理をやっていただいているというような形になります。やはり鎌倉広町緑地を維持管理するにあたって、基本構想の市民主体で維持管理をしていくという大きな目標に向かっているという形です。
- 委員長 今は市と協会と会が三角形でやっている、これから協会と団体がとなります。
- 副委員長 よくありがちな間違いを犯したんだと思う。つまり、理念とかやらなきゃいけないことだけはきれいに映るから、広町緑地の市の設置の理念から何からは、こういう活動し、こういう市民活動なり何なりいろんなものが包含され

た形でいきたいっていうところは、今まで NPO が手伝ってきた部分で、これが主だというふうにおきかえたんだけど、ずっと僕らが言っている事務能力、処理能力って言うかそれが欠けてるっていうところが、やっぱり金額の多少とか活動のベースが誰がやるっていうんじゃなく、協会が請け負ってさっき ■■■■ がおっしゃるような形で、三年間組織を作るんだってことであれば、やっぱり金額の多少以上に主になって受け手として、活動はその代わりしっかりやってください、今までに負けなくらい、ボランテリーでもっとやってくださいっていうようなことならば、こんなことにはならなかったんじゃないかっていうのが、よくこれが起こる議論。主が活動している人たちのように見えちゃった。で、片方も十分な熟度がないままやっちゃったからこんなふうになったんじゃないかっていう。だけどこれはもう前のときにも言ったんだけど。

委員長 わかりました。今全般的なことに対して感想、ご意見を伺っているんですけど、この後、財政的な面で ■■■■ 委員からもっと専門的なお話を、それから、公園の管理の具体的な面から ■■■■ 専門家から伺おうと思っていたんですけども、そもそもの形をどうするかっていう話になっちゃうとね。そういう進め方では出来なくなってしまったんですけど、どうでしょうか。一応形としては、この委員会は応募があったあの団体について、パートナーズに対して適格か適格じゃないかっていう判断をするだけでいいんですけど、そうじゃなくて、せっかくやらざるを得ないんだから、逆転させて、協会の方を上にしてやったほうがいいんじゃないかっていうご意見まで出ちゃってるとすると、どういう議論をしたらいいのか私も迷っているんですけど。

副委員長 というのは、やっぱり譲れないんだろうと思うんです。 ■■■■ 委員のおっしゃる今のまま左の NPO さんに財務、寄付を集めろと言っても、言うは易しです。僕らも今年、去年から今年にかけて 50 周年で 500 万集めようと思ったら、ものすごい頭下げまくって脅しもやれば何でもやって、やっと集めるくらいだから、やっぱり市民の理解を得て任意の団体、個人から集めるっていうのは相当の努力がいると考えると、やっぱり心配で、その ■■■■ 委員の心配をもしいいと、企業努力としてやりなさいと、頑張んなさいということで行くんならそれから先の議論になっても構わないとは思いますが。そこをどうするかっていうのは大きいと思う。だから、ひっくり返るのではないとしたら、どうするかっていう議論もある。

委員長 今のままでは倒産だから、指定管理料で、お金でもって会を運営するしかないんでしょう。この市のお金を使って運営するしかない状態でしょう。会としては自立できてないですよ、経済的に。

副委員長 協定書ってあるでしょう。やらざるを得ないから協定書のようなものを見せるんだけど、これで収まらないっていうのが協定なんです。行間から滲み出るといってもかく、これ以外のものがたくさんあって、それを先ほどいったどっちがやるかっていうことになってくるとやっぱり大元の協議会とか、決める機関がしっかりしてなかったら、知らないっていうことになる。

委員長 ここに書かれていないことについては双方で協議して決めるって書いてあるんです。普通はこういうことが多いんですよ。

副委員長 意外と多いです。

■委員 そういうことばかりです。実際そういうことはどうするのかと思いますよ。

副委員長 これほどきれいじゃないってことはわかるけど、それでもとにかく受け手として頑張ってもらうためにはやっぱり鎌倉市公園協会さんはもっと、説明ができるようにしてほしいっていうだけですよ。パートナーとしての説明が。

委員長 協会がですか。

副委員長 協会が。頼りないところは私たちがちゃんとやりますといってくれば何の問題もないのに一緒になってオタオタしている。どうしましょうか。

委員長 去年とほぼ同じなんだけどね。

■委員 どうしてもやりたいからって協会に頼みこんでやってもらったんですかね。どういういきさつでパートナーズができたのか。応募したときは別々に応募したんですよ。ヒアリングのときとかいうか。

事務局 現地説明会のときには別々で、パートナーズという形ではなかったです。

■委員 ないですよ。

副委員長 熟してない。

■委員 なんか、にわかで作った感じはするんです。にわかというか急いでね。ごく急いで作った気がするんです、見た目。

■委員 協会と一緒にじゃなかったら今年もだめですね。

副委員長 他にこういう例がないことはないんです。要するに説明会の席は5、6者、10者来ていて、ともかく単体はもうほとんど否定されます。国も県も1者で応募するのはほとんどだめだという時代があるから、複数になるというのは上等手段、だけど相当そこには努力がいります。

■委員 なんかいろんな規定が全部逃げてるんです。後で決める、後で決めるっていうような書きぶりなんですよ。

■委員 去年から業務の実地は NPO がやって、で去年からもっと一緒にやればよかったのに。

副委員長 でも時間がなくて、単体でやれると思ってたんだから。

■委員 できない。やれると思ってたのかしら。

副委員長 思ってたかどうかはわからないけど、単体で説明会に来てるんだから。

■委員 やりたかったんですよ。やっぱり。

副委員長 説明会を複数で来て、ジョイントしてこの名前で応募しているんだからね。僕らは直接聞けないから、聞いてはいけないルールがあるかわかりませんけ

ど、去年だめだったということに対する NPO の皆さんの感触は、どんな感触なんですか。妥当な、要するに取れなかったけど適切なあるいは妥当な指摘を受けてだめだったというふうに思ったのか。そこの思いが足りなかったんじゃないかっていうのがあります。

事務局 基本的にはやはり指摘を受けたことに対しては、率直に足りない部分があったという形で NPO の方からそういうものを勉強しなさいという形で■■■さんの方が公園協会に入って、勉強するという場を持ったという形です。

委員長 一年勉強したとしても、財務体制とか経営体制というのはそう一年で強化できるわけではないわけですからね。こういうふうになってしまうわけですよ。少なくとも財政的には脆弱になっていくという■■■委員の指摘のとおりですね。この団体はこの指定管理料がないと維持できない。

■■■委員 もし指定管理者にならなかったとするならば■■■さんの給料をずっと払い続けることはできないでしょうね。もし払ったらつぶれると思いますよ。倒産だと思います。

副委員長 そういうにっちもさっちもいかない根拠って言うんですか、そういう心配事があるわけだから、どう妥協していいかが。お金も問題だから。

委員長 ■■■委員なんかは指定管理者の専門に関してはものすごい経験をお持ちで、普通は応募に民間企業が来るわけですよ。その民間企業ってのは名立たる造園会社ですから、財政的には、財務的にはもうしっかりしたところで、こんな話にならない。いつ倒産するかなんていう話じゃない。むしろ自主事業をばんばんやってあまり儲けなくて下さいね、なんてことを言わなきゃならぬくらいのところがあるわけですよ。今回全くそういったことがないんでね。非常に心配なんです。だから本当は協会にくっついているほうがよかったですけど、たしかに育てなきゃいけないという部分もある。スタートの段階では非常に脆弱なんだけれども段々しっかりしてくるってのもあるんですけどね。どうでしょうか。

■■■委員 日本の他の方の地域でこういう脆弱な NPO 団体がそういうふうに指定管理になるって言うのは。

副委員長 そうはない。聞いたこともない。僕は鎌倉だとは言わないけどノーを初めて勉強したって言ったら、えーっていうのが多かった。そういうのはない前提でやってるから。ノーがない前提っていうんじゃないかと少なくとも誰かがやる前提で動くんです。

■■■委員 去年よく応募したなと思います。

副委員長 今おっしゃっている大元の■■■委員が専門性を持っているところは、妥協しないよという、そんな言い回し方だったというような大きな問題を抱えているから、他でどんなに努力をしても、どうしますっていう議論にならざるを得ない。でも鎌倉市公園協会さんのほうがしゃべってるならまだしもですね。

■■■委員 来年もし選ばれたとして4月から三年間で、途中評価ってなんかあるんです

か。一年ごとに財務とか、危なくなってきたらもうやめろとかいえるのでしょうか。そういうことはできない、一応三年間は任す。そういうことはどうなんですか。

副委員長 やめろっていうのはそれでこそこで言うところの社会通念上の相当の不祥事がない限りはない。

■委員 ない限りは危なくなってもとりあえず。

副委員長 やめざるを得ないってのはあるかもしれない。もう倒産したとか。

■委員 もう公園協会だけでやってくださいって退くなんてことあるのかな。でも、気持ち的にはやりたいわけだから、どういうふうになっていくのかな。お金があればもっとやっていけるんでしょうか。今発展しないのは何なんでしょうか。

委員長 最終的には5人の委員の採点で60点以上ならば合格ということ、60点以下ならだめということになるんですけど、今のままで点数をつけてください、お願いしますって言うのは、ちょっと私から言いにくいです。

副委員長 平均60でしょ。平均60ならできないことはない。■委員がとっても厳しく評価して他の4人で頑張って評価する。5で割ったら60になるように努力するんです。それしかないでしょう。

委員長 そうやってとりあえず今の体制でやってもらう、やってみてもらおうかっていうとちょっと心配だけど、そういうことでいいのかどうかってことなんですよ。

副委員長 でも聞きに来ないってのもおかしいんですよ。

■委員 ■委員が言うように安定した経営基盤っていう部分では全くだめですもんね。

■委員 私はそれが一番心配なんです。パートナーズといたって、それぞれ形があるわけだから、片方がそんな状態で大丈夫なんだろうか。もしつぶれちゃったらどうなるんだろうと。

副委員長 片方の泥まではかぶらないでしょうね。

■委員 それは心配です。指定管理者になればそっちの収入があるから、そのところなんです。あるから、市民の会のほうの団体としての経理は小さくても何とかおっつくんじゃないかなと思いますけど。収入が別に出てくるんですから、そこなんです。

副委員長 難しいね。

■委員 1100万以上の委託料をとということになるんですもんね。

委員長 1年間1100万以上ですから三年間で3000万以上、相当な額ですよ。

委員 逆に言うとそれが目当てみたいに使われても仕方なくなっちゃう。

委員長 指定管理料使って NPO の事務局の件費を出してるとか、それでいいのかどうかっていうね。マスコミから言われたらちょっと説明が苦しいかもしれない。

委員 でもこの NPO 法人は指定管理業務をやるために存在するんだというわけですよ。この定款にそういうふう書いてある。だとすると市民の会自体がもう全部。

副委員長 もらうこと前提の。

委員 そうそう。前提の会なんだと。だからどんな給与も指定管理料から出るんだというふうにも取れるんですよ。だから本部そういうもの全部、とにかく市民の会イコール指定管理者って言うようなイメージがありますよね。

委員長 他の業務をやってないですからね。

委員 そうそう。

委員長 それこそ今までは管理費がなくてボランティアでやっていた仕事に対して 1000 万入るわけですからね。大きいんですよ。

委員 大きいんです。それは。

委員長 3年間で 3000 万。そういうボランティア団体に公的なお金を投入してそれでいいんですかっていう。他の団体と比べて不公平になりませんかと言われてたら、いや不公平だけでしょうがないでしょうと。そんなことを委員会はお決めになったんですかっていうことになります。

副委員長 ここに来ている人たちはどういう人たちなんですか。今日お見えになっていた方はみんなお仲間ですか。

委員 第三者の方もいたんですか。

事務局 第三者の方もいました。各団体の方、傍聴されるといっばいになっちゃうので、NPO の方からは 2 名という形で、あとは町内会の集まりの連合会というのがあるんですが、それは NPO とは違う団体で広町でご尽力いただいた町内会等なのですが、その方たちが指定管理者とどう意見交換の場をもてるのかなというような興味があって、その方たちも来ていました。

副委員長 このむき出しの話を聞かれてるわけだから、本当にしっかりとしてくれないと。

事務局 先ほどの委員さんからの中間評価はあるのかっていう質問なんですけど、募集要項の 3 ページに業務実施状況の把握と反映というのがございまして、市は指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するため、指定管理業務に対するモニタリングを実施しますということで、市はそのモニタリングの事業報告書の結果を考慮した上で、指定管理者の業

務が一定水準を満たしていないと判断した場合、業務の改善等必要な指示を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがありますというような、実施状況の反映ということでは謳っております。実際に改善がされなければ取り消すことがある、という可能性はあるということは規定として謳っています。

副委員長

そこで一番大事なのはだから、やる水準は僕はそこそこのものが出てくると思う。求めている市民参加だとかあるいは生物、動物の生育環境を保全するとかっていう点ではそこそこの成果は出てくると思う。だから、言ってる不手際っていうのは、今心配するのは、経営っていうよりもむしろ、見えない部分の心配事だから、そこに首を突っ込んでいろいろ言うのは僕はあまり聞いたことがない。会社の中の会計っていうかそこに入って行って。今おっしゃる仕事ぶりっていうのは十分満たされるか満たされないかっていうのは多分、彼らは出してくると思う。見えると思う。かなりしっかりと。ただ問題はお金の問題、これから支払い、支払いが滞ったとか何とかいうようなあまり我々が見れないような部分に心配事もあるよっていうところ。だからって協定も結び、やるっていう意欲の下で動くっていうことであれば、評価してみる。もうひとつだけ、途中で僕にアタックするのはできないんですかね。途中で今からはもうだめだけど。今からじゃなくて、あの去年だめだって言われたところで何がだめかっていうことは懇々と行ってあげられたにも関わらず、聞きにも来なければ何にもない。だから繰り返した同じ心配事になっちゃってるわけでしょう。だからコンサルティング、誰かが欠けてる、そういうことじゃないよって。だからこのやりたいホトケドジョウだ何だとかそれはしっかりとやりなさいと。だけど、もっと心配されているところは、組織が心配されているんだからという点でいうと、今さっきの協定もそうだし、協議会をもって二つの意思決定の機関にしていくっていうなら、そのような組織作りをすれば何の問題もなかった。そこを公園協会さんがコンサルティングのようにしてこれまでのご経験からご指導いただけているものだというふうに思ってから。だからちょっと違うね。いや不安だっということ。

委員長

去年の我々の判断のことがちゃんと伝わってなかったんじゃないかっていう心配はあるんですね。それは私もちょっと質問したんですけども、収支予算書が合算の2000万のこれだけ出てきて、内訳は何もないわけです。ないのかと聞いたらそれは要求がないから付けませんでしたっていう状態だったんですけども、いやそうじゃなくて、去年心配されたんだから要求されなくても内訳書くらい、甲と乙の二つの団体の1000万ずつのこの内訳書くらい付いていてもいいと思います。特に人件費なんかはね。900万をどんと出すんじゃないかって、3人でやるっていうんなら、1人いくらですっていうのを出してほしかった。

委員

本当は項目別に内訳書を出すべきですよ。どういうものを積算してそうだったのかというものを示してもらわないと。

委員長

出してもらおうと多少安心感が増すわけですけどね。それもない。それは出さなくてもいいから出さませんでしたって言われちゃうと、我々の心配事が全く伝わってなかったっていうことになって、困っちゃったなということになる。

委員

ちゃんと様式の下の方の注意のところに内訳書を書いてあるんだから、積算

の内訳書っていう意味は項目の内容ですよ。人件費の誰がどういう人にくら、誰って名前はいらないけど、そういう積算の内訳を示してくれというふうになっているんだから、本当はこの一枚だけではなくて、この更なる詳細があってしかるべきです。本当なら。

委員長 それからこれは■■■■委員にお聞きしたいんですけど、三年間の業務で発注者から来るお金はだいたい決まった額なんでしょうけど、自主事業とかいろんなその他がありますから、三年間全く同じ額で来るっていうのはちょっといかにも形式的っていうか、形式で作っただけにすぎない。少し数字でも変えて出してくれれば。

■■■■委員 公園協会は毎年こんな出し方をするんです。毎回同じのをね。じゃあいいじゃないかと、同じものだったらということですよ。

委員長 公園協会ならまだまあ許す、けど、指定管理者で民間ですからね、今度は。やっぱりこう同じものを出してくるっていうやり方は指定管理者としての意識が、全くお役所的な発想になっているということがちょっといやだな、こちらの心配は本当に伝わってなかった、という気持ちです。前半の資料はこんなについているのに、肝心の提案書がこんなに薄い。ここまでで力が尽きてしまったんじゃないかとすら思う。

■■■■委員 役員さんの名前がたくさん出てましたよね、広町の NPO の。あの人たちは厳しい環境で叩かれた人はいないのでしょうか。わからないけど、NPO でのんびりしてっていう人ばかりじゃないのでしょうか。

■■■■委員 私はのんびりした感じを理事の人たちから受けるんです。厳しい状態にも関わらず、なのに、なんかのんきな雰囲気を受けますよ。それで自分たちの財産を食い尽くしているんですよ。限りがありますからね、資金というのは。だからつぶれるんじゃないかと。

■■■■委員 一生懸命あそこの山を守ってくださっていますけども、ちょっとやり方を変えていかないと。

副委員長 もう少し明るい雰囲気で今日終えるかと思ったら、去年のあの重さがなんか戻ってきたような感じがする。

■■■■委員 公園協会がやっぱり主体になったほうが。公園協会が主になりますとは言わなかったですね。ここではもう逆転しますとは言えないだろうけども、パートナーの時にはこういう心配があったんだから、自分たちがまずやって君らは付いて来いみたいに言えばよかったのに、っていうのはこの間も言いましたけど。

委員長 それはできなかった。協会の方を主にして市民の会をとすることはだめなんです。

事務局 第一義的には市民主体の組織を育てるというのがありまして、あと実務的に公園協会が全面に出ますと、NPO 法人の方がやりたいことをやるとか自由気ままにやって育たないんじゃないかっていう懸念が一番大きいんじゃないかと思えます。

副委員長 前回もお話したと思うんですけど、3000万円の事業だろうと5億の事業だろうとやらなきゃいけない庶務能力っていうのはほとんど一緒なんです。報告の義務、決算の義務、あるいは財産管理のための帳簿整理だとかっていうのは、でかかろうが小さかろうが同じ事務量が伴うっていうことを考えると、こっちの人たちだけで、こっちの人が本当に専従で1人いても問題が起こるくらいなんだから、できるかなっていうのは心配なところになるわけです。だから、それぞれでやりたいドジョウだとかホテルとかやりたいことのグループとしては多分いっぱい夢があるんだろうと思うけども、大元のお金1000何百万を預かるということ、あるいは全体の2800万近くをしっかりと会計していくっていうようなこと、あるいは月例報告だとかの報告をする、あるいは他のところと会議をやったら会議録をそれぞれのどこかに出さなければならない、それは相当まめな人が一人か二人いてやっとうらいたいと思う。だから心配なんだと。この■■■さんがまめにやってくれるって覚悟して、私がやるって言うてくれれば、もちろんお任せしてもという気がしないでもないけども。ただ3年、試行錯誤の中で言えば厳しいところも出てくるだろうと。その厳しさを誰が言うかですよ。こっちの協会の会計に強い人が。こっちにも会計に強い人はいるでしょうけどね。だからその会の中に強い人が入ってやってくれれば。

委員長 そういう資格を持った人がいるので、会計を担当しますって言うてくれれば、多少安心感はあるけれども。

副委員長 私の協会も3000万から5000万。多いときで5000万くらいだからそれは会計が得意じゃないって人ばかりで、みんなどここの役員をやったとかやめた人が事務局長やったりする。でも違うんですよ。この春から一人会計が出来る人、会計ソフトを駆使できる人って求めて、■■■■■をリタイアして経理畑をずっとやってきた人が、アルバイト代しか出さないけどやるって言うて、週2日くらい来て一生懸命やってくれてどうこうなんだから、やっぱり同じだと思う。ちょっと委員長として勢いを増してる野党の党首に少し話をしてください。妥協点が見出せるか。

委員長 じゃあ、あとはご自由に採点してくださいと。それでおしまいなんですけどね。

副委員長 そうなっちゃうとまた採点表送らなきゃいけないわけですよ。

委員長 あとはお任せしますからどうぞと。客観的にちゃんと採点してくださいと。よろしくと終わっちゃいますから。

副委員長 連立政権としてはやっぱりどこかで。

委員長 それをちょっと言いくくってね。私自身としては。

副委員長 総理総裁としては。

委員長 お任せするとね。各委員にお任せしちゃっていいのかなと。ちょっと気になっています。

副委員長 例えばそのこの部分の評価点が低くても、その他に付けてみたらこのぐ

らいだったというようなものは起こり得るとして、条件はつけれないという環境なんだろうけど、公園協会さんに頑張ってもらおうと。

委員長 今の予定ではこの採点表を10月30日今週の金曜までに、今週末に封筒で送ってくださいとそういうことを考えているわけですが、そうするとあまり日にちがないので、例えばさっきの収支予算書の内訳書をつけてくれるのを提案者に言っても間に合わないじゃないかと。要するに、追加資料を出せて言っても間に合わないんじゃないかっていう気もするんですね。追加資料が出てきた段階で採点するっていうやり方もあるかなとは思って見たんですけど、ちょっと時間的に間に合わないんで、今ある資料で、今日のプレゼンで判断せざるを得ない。

副委員長 回答は今週末だよな。

委員長 そうですね。

副委員長 今晚、あるいは明日の朝採点して投函しないと。これは必着でしょうか。

事務局 来週第4回の選定委員会を開かなくてはいけないので、こちらのほうで集計する時間も考えてできればそのくらいだとありがたいです。

委員 金曜日の夜までには付かなきゃならないというわけですよな。

事務局 ならないというわけではないですけど、その方がありがたいです。

委員長 じゃあ、木曜までに出さなくちゃいけない。

副委員長 明日中に採点しなきゃいけない。

委員長 ということが可能でしょうか。ということをお願いしてよろしいでしょうか。

副委員長 僕は出来ます。

委員長 お一人は出来ると。

委員 今日だろうが来週だろうが同じですよな。そんなに考えたって。

副委員長 悩むところはない。

委員長 今ここで採点しても、明日採点しても同じですから。

委員 変わらない。何を基準にするかによって。

委員長 一度持ち帰っていただいて冷静になって採点していただくと。ホットな状態で点数つけた方がいいのかもしれないですけど。どうでしょうか。やっぱり持ち帰っていただいて30日の朝までに着くように送っていただくというようにしますか。大方のご意見としてはそれが出来るかどうか実現できるかどうかはわからないんですけども、やっぱり協会のほうに主になってもらってNPOはやっぱり従でやっていただくと、お金の管理についてもやっぱり協会の、

形の上ではいろいろあるかもしれませんが、協会の指導を受けた状態でやってくれないと公的なお金をそう簡単にお任せするわけにいかない。

副委員長 器、組織を維持するのが大変。

委員長 それを三年間で頑張ってきたものにしてもらおうと。

副委員長 こっちの■■■さんがオペレートして、今日■■■さんがしゃべってたから。■■■さんがしゃべらなかつたよね。

■■■委員 去年はしゃべった。

副委員長 去年はしゃべったよね。そこについてはパートナーの協会さんお願いしますとかって言えばまだいいけど、お互いがにらみ合ったまま。

委員長 それも不思議だと思いました。全然お話していない。

副委員長 その振り方が、こっちが主だったらその部分については協会さんお答えくださいって言えばまだこちら信頼がおけるんですけど。

■■■委員 そうでしたね。

委員長 お互いが話してはいけないというのではないでしょう。どうしてなんでしょうね。不思議です。けんかしているみたいな感じでしたね。

■■■委員 そんなことはないと思うけど。

委員長 ちょっと協会のほうに答えさせますとか、具体の管理作業については NPO 法人でとかやってもいいのに、全くなかったですね。

副委員長 だからもう時間との勝負になってきますから、この採点表でいうと■■■委員には 15 点の幅の中で最大厳しい評価をしていただくと。

■■■委員 どこですか。

副委員長 健全な経営状態と収支計画の 15 点の幅で最大限厳しい評価をしていただく。その他については余計なご心配をしないようにご配慮するということがでしょうか。

■■■委員 わかりました。

事務局 さきほど、公園協会のほうがなかなかしゃべらなかつたっていうのは、事前にちょっと■■■のほうからありまして、主が NPO 法人なのでなるべく主の方が発言をするようにというような形をとったということです。

副委員長 そうなんだけど、こっちで答えられないものがあつたときに、目配せでやるんじゃないくて、主の人がお答えくださいって言えば、それはパートナーだけで主従はこうだなっていうのがわかると思うんですけど、お互いがなんか。

委員 遠慮しているような感じになってましたね。

副委員長 こっちが遠慮してたね。これ以上言うとなんか責められそうだっていう雰囲気がないにしもあらず。

事務局 実際公園協会のほうが発言してましたが、事あるごとに理事会のほうに顔を出して指定管理者っていうのはこういうものですよっていうような勉強会も一年間通してやってきたということは聞いております。

副委員長 だから協会さんのほうはそういう意味では地方自治体さんのルールもわかるし限界もわかるんだろうと思うんです。だけど、問題はこっち。

委員長 三年間でNPOの方を育てますか、育つことを期待しますか。

委員 前回話にあった管理実績の件はどういうふうになるんですか。

委員長 結局同じです。

副委員長 同じ環境は環境なんだけど、これを見ると、僕の見方ですけど、これも実績かなという。要するにNPOじゃなくて、任意の団体として仕事はこんなことをしてきてますっていうのは今回出てますよね。去年はこれがたしかなかったと思います。だから、公的機関の指定管理者としてあるいはそれに近いような活動はどうあるかっていうのは問わない。問わないで、だからそういう意味でもこっちは夢がでかいんです。いろんな動物、植物、好きなことを一生懸命やったっていうのはいっぱい書いてあるんです。

委員長 だから管理業務というのはいないんです。管理作業というか、汗をかいて作業はみんな一生懸命、好きなことを一生懸命やっているわけです。でもひとつの業としてきちんと受けてやっているということはまだないんです。ないものはしょうがない。作業はやったことはいっぱい書いてある。管理業務というのできちんとやっているというのはいない。

委員 公園協会のほうの実績は認めないということですか。

副委員長 パートナーとしてやっぱり認めざるを得ないと思う。主従でも。だからそれを足して2で割ると。

委員長 足して2で割ると60点になるかどうかですね。

副委員長 だけど、三菱さんとか協会さんとか他の選定のときはこんなに悩まないですね。

委員長 去年とは形が違うんですけど、去年は何点くらいでだめになっちゃったんでしょう。去年も60点を合格ラインにしたんですけども、去年はどのくらいで不合格になっちゃったんですか。

事務局 1人100点、500点満点に対して258点。300点が合格点のところ258点です。

委員長 去年の点数に引きずられることはないと思いますけど、それに対して今年は

少し改善されたのかどうか、あるいはまったくだめだったのか、むしろ悪くなっているのかということも含めて、去年はそんな感じで点数を付けていただきましたので、今年はジョイントですから若干点数が変わると思いますけれども、その辺のご記憶を思い出していただいて点数をつけていただくことよろしいでしょうか。苦しい作業をお願いしますけれども。去年の NPO につけるのではなくて、今回はパートナーズですから。パートナーズに対する評価をどう評価するかですから。これは言い過ぎになると思うんですけども、もし仮に決まった段階でこういうふうにしなさいという意見を委員会として付けることがあり得ると思うんですね。付帯意見として。少しちゃんと仲良くやりなさいよとか。お互いのいいところを伸ばして、お互いそっぽを向くんじゃなくて、やりなさいよっていうような付帯意見をつけていただくことも可能じゃないかと思しますので、そんなことも加味していただいて、あくまでもジョイントであると、JV であると配慮して点数をつけていただくということを、ではお願いをしますのでよろしくお願いします。時間のないところで恐縮ですけども、よろしく願いいたします。この後どうするかということ事務局からお願いします。採点することはご了承いただけましたので、その後どうするかということをお願いします。

事務局

大変短い時間で恐縮なのですが、採点表のほうを 10 月 30 日までに送付していただけるとありがたいですので、よろしく願いいたします。第 4 回選定委員会ですけれども 11 月 6 日の金曜日に本庁舎の 402 会議室で行います。付帯意見だとか採点に付随して何か伝えたいことがあるとすればちょっとまとめていただきたいので、午後 3 時からということで開催させていただきたいと思えます。提出していただきました採点表を集計しまして、委員会に提示いたしますので、採点結果を踏まえて鎌倉広町パートナーズを指定管理者の候補者とするものの是非についてご審議いただきたいと考えております。また、最後の回になりますので委員会全体を振り返って、何かお気づきの点がございましたらご意見を頂戴したいと考えております。以上が今後の流れになります。

委員長

では、ということで第 4 回、よろしく願いいたします。決まらないかもしれませんが。決まるかもしれません。厳正な審査をして採点表を送ってください。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。